

平成二十一年五月二十六日提出
質問第四五四号

外務省職員による飲酒対人交通事故に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省職員による飲酒対人交通事故に関する質問主意書

「政府答弁書一」（内閣衆質一六三第二五号）及び「政府答弁書二」（内閣衆質一六四第一二号）を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書一」では、昭和五十五年四月一日から平成十七年十月二十六日までに外務省在外職員が外国において酒気帯びを含む飲酒状態で起こした交通事故（以下、「飲酒事故」という。）の発生件数が明らかにされているが、平成十八年以降、外務省職員が起こした「飲酒事故」の発生件数につき、在外公館勤務の職員、本省勤務の職員ごとに明らかにされたい。

二 一の「飲酒事故」のうち、人的被害を伴うものは何件あったか。

三 二のうち、被害者が死亡した事案は何件あったか。在外職員、本省職員それぞれにつき明らかにされたい。

四 一の「飲酒事故」を起こした外務省職員に対してどのような処分が下されているのか、在外職員と本省職員それぞれについて全て明らかにされたい。

五 四の処分内容は、どのような基準に基づき決定されたのか説明されたい。

六 四の処分内容は、社会通念に鑑み妥当なものであったか。
右質問する。